

②雷鳴または落雷の場合の処置

雷鳴が激しいとき、または落雷のあったときはその状況を総合運転所長に報告し、その指令を受けなければならない。ただし、その指令を受けることができないうち、またはそのいとまのないときは、次の各号の取扱をして、すみやかにその状況を総合運転所長に報告しなければならぬ。

(ア) 列車の運転が危険であると認めたとときは、列車を出発または通過させないこと。

(イ) 停車中の列車または車両のパンタグラフは、降下させること。

(ウ) 停車場内またはその付近に落雷のあったときは、架線その他を点検し、関係箇所に連絡するとともに、旅客に危険を及ぼすおそれがある場合は、これを安全地帯に誘導して避難させること。

③濃霧の場合の処置

濃霧になったとき、もしくはそのおそれのあるときは、その状況を逐次、総合運転所長に報告しなければならぬ。

④濃霧運転の場合の処置

「濃霧運転」の指令を受けた駅長は、次の各号の取扱いをしなければならぬ。

(ア) 通過すべき列車であっても、これを停止すべき列車として取扱うこと。

(イ) 閉そくに承認を与えたのちは、その進路を支障しないこと。

(4) 異常気象時の乗務員の取扱

乗務員は、列車を運転している途中で異常気象の状態に遭遇したときは、次の取扱いをし、その状況を総合運転所長または駅長に報告しなければならぬ。

①暴風雨または風速の激しい場合

(ア) 風速が激しい箇所は、なるべく列車の速度を変化しないように努めて、急に制動機を緊急するような取扱いをしないこと。

(イ) 列車の運転が危険であると認めたとときは、なるべく安全な箇所に停止すること。

(ウ) 豪雨の場合運転士は、土砂崩壊、道床流出、線路浸水、立木傾斜、架線垂下等、注意して運転しなければならぬ。

②雷鳴または落雷の場合

(ア) 雷鳴が激しいときは、すみやかに列車を停止させてパンタグラフを降下すること。

(イ) 車両に異状を認めないときは、雷鳴の静まるのをまって、パンタグラフを上げ運転を継続すること。

(ウ) 運転中列車に落雷のあったときは、その状況により、すみやかに停止し、パンタグラフを下げ、救援列車を迎える等の取扱いをしなければならぬ。

(エ) 乗客に危険があると認めたとときは、安全地帯に誘導する等臨機の処置をとらなければならない。

③濃霧の状況報告

運転士は運転の途中で濃霧に遭遇したときは、その状況を総合運転所長または駅長に報告しなければならぬ。

④濃霧運転の場合

「濃霧運転」の指令を受けた乗務員は、次の各号の取扱をしなければならぬ。

(ア) 通過すべき停車場であっても、すべて列車を停止すること。

(イ) 停車場に進入するときは、15km/h以下の速度で注意運転をすること。

(ウ) 速度の調整、気笛吹鳴を励行すること。

(エ) 濃霧のため信号機の認識距離が50m以下となったが、「濃霧運転」の指令がない場合、運転士は本条を準用して運転する。

8 伊豆箱根鉄道株

(1) 異常気象時の場合、駅長及び線路係員は、異常気象を感じるか、または異常気象の情報を入力したときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。乗務員は、駅間の途中の状況に応じて、運転指令者または最寄り駅の駅長に通告する。

(2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、気笛を吹鳴しながら運転する。

(3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告し、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。

(4) 運転指令者は、駅長から風速が激しくなり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。

(5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一になるように努め、急激な加速または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して制動防止の手配をする。

(6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転し、前後、暴風、大雨があったときの初列車運転士は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想し、線路の状態に注意して運転する。

(7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフ降下手配をする。

(8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない限度において最寄り駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。

(9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。

9 江ノ島電鉄株

自然災害

(自然災害発生時および発生のおそれがある場合の処置)

自然災害が発生またはそのおそれがあるときは、その状況を冷静に判断して旅客の安全を最優先とし列車の運転の安全に対し最大限の対応をしなければならぬ。

【異常気象】

(天候不良の警戒)

列車等の運転および線路、電力ならびに車両の保守に従事する者は、気象状況の通報を受けるとき、または天候が不良となったときは、その警戒を厳重にしなければならぬ。

(運転司令者の取扱)

運転司令者は、気象情報の通報を受けたとき、または災害発生のおそれのあるときは、次のとおり取扱いをしなければならぬ。

気象の種類	条件	運転取扱方
強風	風速計により毎秒2.5メートル以上。	関係箇所と協議して、一時出発を見合わせ。
	風速計により毎秒3.0メートル以上。	運転中止。
大雨	雨量計により毎時2.0ミリ以上4.0ミリ未満。	注意運転。
	雨量計により毎時4.0ミリ以上。	運転中止。
	雨量計により降出しからの連続雨量3.0ミリ以上。	関係箇所と協議して、運転を中止。
雷鳴	雷鳴が激しく列車の運転が危険と認められたとき。	運転を中止して、パンタグラフ降下。
濃霧および吹雪	運転士から報告があり、列車の運転が危険と認められたとき。	注意運転、もしくは運転中止。

2. 運転司令者は、気象状況の通報を受けたときは、直ちにその状況を関係箇所に伝達しなければならぬ。

(運転士の取扱)

運転士は、異常気象の状態により、その状況を逐次運転司令者に報告するとともに、次の取扱いをしなければならぬ。

気象の種類	運転取扱方
強風	(1) なるべく列車の速度を変化しないよう努めて、ブレーキを急に緊縮しない。 (2) 留置してある車両に対しては、厳重に転動防止を講じる。 (3) 風速が毎秒2.5メートル程度となり、突風等により運転が危険であるとき、その状況に応じて一時列車の出発または車両の入換えを見合わせる。 (4) 風速が毎秒3.0メートル以上になったと認められる場合で、運転司令者から指令のないとき、または指令を受けることができないうときは、一時列車の運転または車両の入換えを中止させて、なるべく安全な箇所へ停止する。また、速やかにその状況を運転司令者に報告するよう努める。
大雨	暴風雨または豪雨のときは、土砂崩壊、道床の流出、線路浸水、立木の傾斜および電車線の垂下等に注意して運転する。
雷鳴	(1) 落雷のおそれがあると認められたときは、速やかに列車等を停止させてパンタグラフを降下する。 (2) 雷鳴の静まるのを待って、パンタグラフを上昇させ運転を継続させる。 (3) 運転中、列車等に落雷があったときは速やかに停止し、状況により救援列車を手配する。 (4) 旅客に危険があると認められたときは、避難させる。
濃霧および吹雪	走行中は適宜気笛合図を行い、注意運転する。

(駅長の取扱)

駅長は、異常気象の状況を逐次、運転司令者に報告するとともに、次のとおり取扱いをしなければならぬ。

気象の種類	運転取扱方
強風	(1) 風速が毎秒2.5メートル程度となり、突風等により運転が危険であると認められたときは、列車等の出発を一時見合わせる。 (2) 風速が毎秒3.0メートル以上になったと認められる場合で、運転司令者から指令のないとき、または指令を受けることができないうときは、一時列車の運転または車両の入換えを中止させる。また、速やかにその状況を運転司令者に報告するよう努める。
雷鳴	(1) 落雷のおそれがあると認められたときは、一時列車等の出発を見合わせる。 (2) 駅構内またはその付近に落雷のあったときは、電車線等を点検し、関係箇所に速報する。 (3) 旅客に危険があると認められたときは、避難させる。
濃霧および吹雪	状況を運転司令者に報告する。

【参考】目測による風速

種別	相当風速 (メートル/毎秒)	解説
強疾風	15.3 ~ 18.2	小枝が折れる。急いで歩けない。
大強風	18.3 ~ 21.5	煙突が倒れ、瓦が飛び、
全強風	21.6 ~ 25.1	樹木が根こそぎになり、建物に大損害が起こる。
暴風	25.2 ~ 29.0	いたるところに大損害が起こる。
台風	29.1 以上	損害がますます大きくなる。

(異常気象の回復による運転規制の解除)

運転司令所長は、異常気象による強風、大雨、雷鳴、濃霧および吹雪が回復もしくは列車の運転に影響がないと認めるときは関係箇所と打合せのうえ、その規制を解除するものとする。

2. 前項により運転規制が解除されたとき運転士は、継続して進路および列車等の状況に注意をするものとし、異常を認めるときは速やかに運転司令所に報告しなければならぬ。

10 湘南ノレール線

(暴風雨の恐れがある場合の警戒)

係員は暴風雨のおそれがあるときは、気象台からの気象通報を確認し、警戒を厳にし応急体制を整えておかなければならない。

(暴風雨の恐れがある場合の指令の取扱)

暴風雨の場合、指令は次の各号の取扱をしなければならない。

- (1) 風速計による風速を駅、区長および列車の乗務員に通報すること。
- (2) 風速が毎秒20メートル以上となったときは、列車に注意運転を指示すること。
- (3) 風速が毎秒25メートル以上となったときは、列車の運転を見合せること。

11 横浜交通局 (横浜市営地下鉄)

(気象状況の注意)

- 1 係員は、列車等の運転に係る気象状況について、警報又は注意報の発令があったとき又は天候が不良になったときは、警戒を厳重にしなければならない。
- 2 気象状況の異常により列車等の運転に危険が生じたときは、状況を把握したうえで旅客の安全を第一として適切な処置をしなければならない。
- 3 総合同所長は、異常気象状況を適宜関係箇所に通報しなければならない。

(運転規制)

総合同所長は、大雨、大雪、強風等により災害の発生が予測されるときは、運転速度の制限、運転の中止等の運転規制をしなければならない。

(強風の場合作の取扱い)

- 1 総合同所長は、風速計の表示、管区駅長・運転士等の報告及び警報等から、風速が毎秒15メートル以上になると認めるときは、状況を判断して、次の各号により取り扱わなければならない。

(1) 風速が毎秒15メートル以上になったときは、その状況を、地上区間の駅及び地上区間に列車を出発させる駅の管区駅長に通報する。

(2) 風速が毎秒20メートル以上になったときは、地上区間の駅については、一時列車の出発を見合わせ、通過する列車であっても一時駅に停止するよう手配する。

(3) 風速が毎秒25メートル以上になったときは、地上区間の列車の運転を休止し、必要により安全な箇所へ回送するなどの手配をする。

2 運転規制の必要がなくなったときは、平常に復帰するように努めるものとする。

(乗務管理所長の報告)

1 乗務管理所長は、風速計又は目測により、風速が毎秒15メートル以上になったと認めるときは、その状況を逐次総合同所長に報告しなければならない。

2 目測により風速を計る場合は、別に定める表による。

(管区駅長、乗務管理所長、検車区長、検修区長の処置)

1 管区駅長は、風速が毎秒20メートルを超え、列車等の運転が危険であると認めるとき、又は総合同所長から指令を受けたときは、列車の出発、車両の交換を一時見合わせなければならない。この場合、ただちに総合同所長に報告するものとする。

2 乗務管理所長は、強風等のため車両の運転が危険であると認めるときは、車両の交換を一時見合わせなければならない。

3 管区駅長、乗務管理所長及び検修区長は、構内に留置してある車両の転動防止の手配を厳重にしなければならない。

(運転士の処置)

運転士は、強風に遭遇したときは、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 風速の激しい箇所では、速度の急激な変化を避けるよう努める。
- (2) 列車の運転が危険であると認めるときは、駅においては出発を見合わせる、又は安全な箇所へ停止するよう努める。この場合、通過駅であっても停止する。
- (3) やむを得ず駅間に停止するときは、曲線、高架等は避け、できるだけ地形建築物等を利用するよう努める。

(浸水の防止)

総合同所長は、集中降雨等が予想されるときは、施設区長及び関係管区駅長に浸水防止の手配を要請しなければならない。

(浸水時の取扱い)

1 ずい道内の浸水のため運転に支障のおそれがあるとき、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 運転士は、すみやかにその状況を総合同所長又は管区駅長に報告して指示を受ける。
- (2) 総合同所長は、管区駅長又は運転士に、乗客を駅に下車させ、列車を浸水のおそれのない箇所へ回送する等の手配をする。

2 管区駅長又は運転士は、前各号にかかわらず、打合せ又は指示を受けることができな
いときは、駅に乗客を下車させる等臨機の処置をした後、この旨を総合司令所長に報告する
ものとする。

(濃霧又はふぶきの場合)

総合司令所長は、濃霧又はふぶきときで、200メートルの距離から鉄道信号の現示
又は表示を確認することが困難になったときは、現示又は表示方式を昼間であっても夜間
の方式としたうえで注意運転を指令するものとする。

(管区駅長の取扱い)

管区駅長は、濃霧又はふぶきの場合、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 鉄道信号の現示又は表示の確認距離が200メートル以下になったときは、その状
況を総合司令所長に逐次報告する。
- (2) 責任者を定めて特に列車の運転状況を監視させる。
- (3) 急きょ列車を停止させる必要があるときは、列車緊急停止装置等により停止手配をす
る。

(運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇した場合)

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇し、進路等の見透し距離が200メー
トル以下になったときは、一旦停止し、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) その状況を総合司令所長に報告する。
- (2) 前途の見透し困難なときは、注意運転し、ときどき長緑気笛一声の合図をする。
- (3) 見透し距離が50メートル以下になったときは、通過すべき駅であっても停止する。

(管区駅長の専決施行)

1 管区駅長は、進路等の見透し距離が50メートル以下になったときで、総合司令所長の
指示を受けるいとまのないときは、列車の運行を一時休止することができる。この場合、
通過すべき列車であっても停止させるものとする。

2 前項の取扱いをしたときは、すみやかに総合司令所長及び隣接管区駅長に報告しなけれ
ばならない。

12 株式会社横浜シーサイドライン

(1) 警戒体制

ア 運輸課長は、万一の事故、災害等の発生に備えるため、次の事項のいずれかに該当し、
必要と認めた場合は、警戒本部を設置する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法に定める警戒宣言が発令されたとき。
- (2) 瞬間風速が連続し毎秒25メートルを超えるおそれがあるとき。
- (3) 走行路面に積雪を確認したとき、または1時間あたりの降雪量が3センチメートル以
上の予報がされたとき。
- (4) 津波警報、大津波警報が発令されたとき。

- (5) 特別警報が発令されたとき。
- (6) 運輸部長が事故、災害等を未然に防ぐための警戒体制をとることを判断したとき。
- (7) その他、事故、災害等のおそれがあるとき。

イ 警戒本部の設置場所は、管理棟5階研修室を原則とする。ただし、状況に応じて、変
更することができる。

ウ 警戒本部設置中に、事故、災害等が発生したときは、必要に応じて対策本部を設置す
る。

エ 警戒本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) 警戒本部には、警戒本部長、警戒本部長を置く。
- (2) 警戒本部長は、運輸課長または運輸課長が指名した者とする。
- (3) 警戒本部長は、各課長、または各課長が指名した者により構成し、警戒本部長は、原
則運輸課長を事務担当者として任命する。ただし、状況に応じて別の者を事務担当
者として任命することができる。
- (4) 事務担当者は、列車運行状況、気象状況及び警戒体制の状況等の情報収集を行うと
ともに、警戒本部での決定事項を、運輸・電力司令を通じて関係箇所に表示・伝達する
等して、すみやかに警戒体制を整えるように努めなければならない。

(2) 異常気象

ア 列車または車両の運転と気象通報

運輸・電力司令は、異常気象となったときは警戒を厳にし、列車または車両の運転に
危険が生じるおそれがあるときは、状況を把握し、旅客の安全を第一として適切な措置
をとること。

イ 運輸・電力司令は、異常気象の状況を適関係区・区に通報すること。

イ 運転規制

運輸・電力司令は異常気象により災害の発生が予測されるときは、列車または車両の
運転規制をすること。

(3) 強 風

ア 強風時の運輸・電力司令の処置

(1) 運輸・電力司令は気象情報等により、強風が予想され、列車の運転に危険が生じるお
それがあるときは、次の事項により取扱うこと。

- (7) 風速が毎秒20メートル以上となったときは、係員を乗務させ警戒にあたらせること。
- (4) 風速が毎秒25メートル以上となり、運転の継続が危険と認められるときは、列車の
出発を抑止し、一時運転を見合わせる。ただし、駅間の列車に対しては、ただ
ちに次の駅まで毎時17キロメートル以下の運転規制を行うこと。

(2) 運輸・電力司令は、前項(イ)による場合は、旅客に対し、放送等により、その状況を案内
すること。

(3) 運輸・電力司令は、前項(イ)により運転を一時見合わせた列車について、風速低下およ
び係員の報告等により安全と認められるときは、運転を再開すること。

東京ガスネットワーク(株)の応急活動体制(風水害等)

1. 体制の確立
災害が発生することが予想される場合、または発生した場合(以下「非常事態」という。)に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第一次非常体制	社会的な影響が大きいと考えられる重大な事故が発生、または予想される場合
第二次非常体制	社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な事故が発生、または予想される場合

2. 通報・連絡の経路
社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートでの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
3. 災害時における広報
a 広報活動
災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

- b 広報の方法
広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4. 災害時における復旧用資機材の確保
a 取引先・メーカー等からの調達
b 被災していない他地域からの流用
c 他ガス事業者等からの融通
5. 非常事態発生時の安全確保
ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

6. 災害時における応急工事
応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

7. 復旧計画の策定
非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
a 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。
① 復旧手順および方法② 復旧要員の確保および配置③ 復旧用資機材の調達④ 復旧作業の期間⑤ 供給停止需要家等への支援⑥ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
⑦ その他必要な対策
b 復旧作業の実施
供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。
(a) 高・中圧導管の復旧作業
① 区間遮断② 漏えい調査③ 漏えい箇所④ ガス開通

イ 強風時の運転員の処置

- (1) 運転員は次の取扱いをすること。
(イ) 強風の状況を列車無線により運転・電力司令に通報すること。
(ロ) 風速のばげしい箇所は、急にブレーキを緊縮することを避け、なるべく列車の速度を変化しないように努めること。
(ハ) 列車の運転が危険であると認めたとときは、安全な箇所に停止すること。
- (4) 積雪または氷結
ア 積雪、氷結時の運転・電力司令の取扱い
(1) 運転・電力司令は、積雪または氷結のため、列車または車両が空転もしくは滑走したとき、またはそのおそれがあると認めたとときは、直ちに関係課・区に通報するとともに列車の運転規制を行う等、必要な処置をとること。
(2) 運転・電力司令は、積雪または氷結があったときは、関係課・区に連絡し、列車の運転が危険であると認めたとときは、列車の運転を中止すること。

イ 積雪、氷結時の運転員の取扱い

運転員は積雪または氷結のため列車の運転に支障があると認めたとときは、速度を低下する等の手配を行い、つとめて次駅まで運転した後、直ちに運転・電力司令に通報し、その指令を受けること。

(b) 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓作業② 復旧ブロック内巡回調査③ 被災地域の復旧ブロック化④ 復旧ブロック内の漏えい検査⑤ 本支管・供給管・灯内外管の漏えい箇所の修理⑥ 本支管浸入空気除去⑦ 灯内外管の漏洩検査および修理⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）⑨ 閉栓

資料 2-3-12-2
 (東日本電信電話株式会社)

東日本電信電話(株)の応急活動体制(風水害等)

- 1 災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たります。
- 2 警戒宣言等が発令された場合は、情報連絡室・警戒本部の設置等の他、風水害防災体制の確立及び通信の途絶防止等のため応急復旧用災害対策機器を予め配備し発災に備えています。
 - (1) 災害対策機器の点検、整備及び必要により非常配備を行う。
 - (2) 予備電源設備並びに燃料及び冷却水の点検と確認を行う。
 - (3) 応急復旧に必要な資材、物資の点検確認及び車両の確認並びに輸送方法の確認を実施し必要により手配を行う。
 - (4) 建物、施設等の巡回点検と必要な防護措置を行う。
 - (5) 各ビル等の警備及び避難時の誘導体制の確認を行う。

- 3 電気通信設備に被害等を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施します。

電気通信サービスの確保 防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本として風水害防災応急対策を実施する。 警戒宣言等が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため次により対応します。 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は優先でそ通を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時公用公衆電話(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保する。 3 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。	防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本として風水害防災応急対策を実施する。 警戒宣言等が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため次により対応します。 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は優先でそ通を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時公用公衆電話(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保する。 3 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。
災害対策機器の出動	通信途絶の状況に応じ、直ちに可搬形無線機等災害対策機器の出動要請を行う。
災害時公用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置	被災地域における通信手段として、り災者が利用する避難所に、災害時公用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努めます。 また、災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが必要と当社が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。
災害用伝言ダイヤル「171」等の開設	大規模な災害が発生した場合に提供を開始します。 提供開始時期や録音件数等の提供条件は、テレビ・ラジオ等でお知らせします。
回線の応急復旧	災害救助機関等、重要な通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限度となるサービスについては24時間以内を目標とする。

4 災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施します。応急復旧工事については、次により工事を実施します。

- (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (2) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

放送機関の応急対策(風水害等)

1 日本放送協会横浜放送局

- (1) 放送のサービス
災害発生時、日本放送協会は、総合テレビ、ラジオ第一放送を中心に、災害の程度に応じて、随時、災害の規模、被災状況の情報を放送し、放送機能の確保並びに前記放送による地域情報の伝達に努める。
- (2) 施設の応急復旧
放送会館設備、放送所・中継局設備及び放送線が使用不能となった場合は、緊急機材等により速やかに復旧に努める。

2 オール・エフ・ラジオ日本

- (1) 放送体制
ア 非常事態放送対策本部の設置
(イ) 本部は東京支社に置くが、支社で放送業務が不能の際は、横浜本社又は川崎送信所に移す。
(ロ) 本部は直ちに放送実施・維持に必要な人員を確保する。
イ 県との連絡
(イ) 災害初期の混乱を防止し、流言飛語の流布を防止するため、絶えず県と連絡を取り、各種の警報及び住民の避難誘導など人命に関する緊急情報を他の番組に優先して放送する。
(ロ) 災害防止に協力するため、局の得た情報を可能な限り県に通報する。
前記(イ)、(ロ)その他の措置を効果的に実施する場合がある。
- (2) 放送の応急措置
ア 東京支社スタジオ施設
東京支社は、賃貸ビルに人居している関係上、電源はビル電源室より供給されているが、独自に無停電装置を有しており、停電しても数時間の放送を継続できる。
イ 横浜本社スタジオ施設
本社の高圧電源2系統が「断」となった場合は瞬時又は50kVAの無停電装置により放送を継続する。停電時間が長い場合は、無給油で72時間運転可能な非常用発電機により放送を維持する。
ウ 川崎放送所の設備
高圧受電2系統が「断」となった場合には、250kVA非常用発電機を運転する。この発電機は燃料補給なしでも放送を3日間継続できるよう、3,000リットルの容量の地下タンクに燃料を備蓄している。
エ 各伝送系は、迂回ルート、無線等により確保し、放送を維持するとともに、復旧に努める。

3 榊子テレビ神奈川

- (1) 放送体制
災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。
- (2) 放送応急措置
ア 鶴見送信所(親局)からの直接送出
マスターまたはスタジオが使用不能になる状況を考慮して、直接送信所から生放送する体制をとる。(アナログ放送時代とは異なる仕組みのため、2012年度新規に簡易マスターシステムを導入)

イ 関東の独立局5局、ないし、全国の独立局12局とは災害時の相互援助に関する協定を締結しており、必要な援助を受けられるようになっている。

ウ 商用電源の障害対策

(ア) 本社においては、商用電源は本線、予備の2回線が用意されている。更に、非常用電源設が設置されており、保安電力、マスター設備、スタジオ設備の電源も確保されている。

(イ) 鶴見送信所、平塚中継局、小田原中継局、南足柄中継局等には、非常用発電機を設置し、送信電源の確保がなされている。

4 横浜エフエム放送株

(1) 放送体制
非常緊急事態対策本部を設置し、放送要員・災害放送体制の確保を図る。

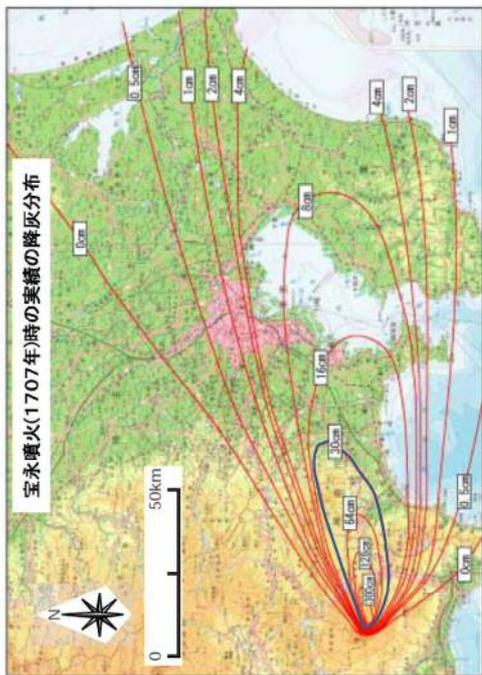
(2) 放送の緊急措置

ア 本社演奏所の電源確保

ループ給電を受けている入居ビルにより商用電源を受けている。商用電源停電の場合は、当社独自の非常用発電機により、無給油で20時間放送を継続できる。

イ 送信所の電源確保

大山送信所、円海山予備送信所、ならびに小田原中継局とも独自の非常用発電機を設備し、停電に備えている。

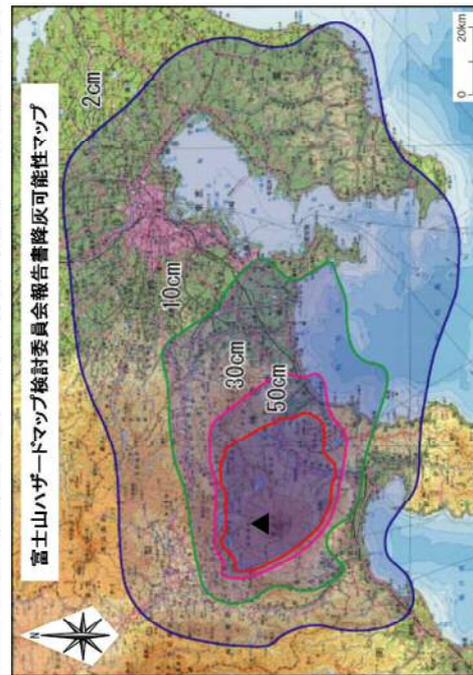


冬に噴火した場合の降灰分布の例

火山灰や軽石を出す大規模な噴火の場合広い地域に火山灰が降ります

季節によって風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わります。

この図はすべての季節を重ねて描いているため、実際の降灰範囲は異なる場合があります。



凍雪害対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、積雪、凍結時に道路交通を緊急に確保し、迅速かつ、適切な除雪等の活動ができれば、凍雪害対策路線について除雪機械、除雪員等の動員、連絡系統その他必要な事項に関しあらかじめ所要の体制を確立し、道路交通を円滑にすることを目的とする。

(凍雪害対策路線)

第2条 土木事務所長及びセンター所長(以下「所長」という。)は、毎年度、積雪、凍結、交通量等、所管管理道路の諸条件を考慮し、凍雪害対策路線を決定し、様式1により道路管理課長に報告する。

(凍雪害対策による通行止め等)

第3条 所長は、積雪・路面凍結における事故を未然に防ぐため、他の道路管理者および所轄の警察署長と協議のうえ、道路法第46条第1項(通行の禁止又は制限)の規定により通行を禁止し、又は制限するほか、必要に応じて車両運転者に対し注意喚起を行う。

2 前項に掲げる措置の区分は、路面の状況により次の各号による。

- (1) 通行止め
積雪・路面凍結により車両の通行が危険であると認められる場合。
- (2) すべり止め必要
積雪・路面凍結により車両にすべり止め装置を装着した方が安全に通行できると判断する場合。

(凍雪害対策による通行止め等の実施及び解除)

第4条 所長は、前条第1項の措置(以下「通行止め等」という。)を実施しようとするときは、あらかじめ所轄の警察署長に対象区間、理由及び措置の区分を通知する。

2 通行止め等の実施は、道路標識及び道路情報板等をもって周知し、対象区間及び理由を明示する。
3 通行止め等の解除は、所長が通行の安全を確認した後、速やかに行い、所轄の警察署長にこれを知する。

(配備体制等)

第5条 所長は、別表1を参考に毎年度、積雪、路面凍結時の土木事務所における配備体制、体制の設置基準及びその作業内容等を定め、様式2により道路管理課長に報告する。

(情報連絡)

第6条 道路管理課長及び所長は、別表2の雪氷対策道路情報連絡系統図に基づき道路情報の入手、関係機関相互の連絡及び一般への広報を行う。

(報告)

第7条 所長は、凍雪害における配備体制については、解除したときは、電話等により速やかに道路管理課長に報告する。

2 所長は、次の各号について各様式により道路管理課長に速やかに報告する。

- (1) 凍雪害対策の月別作業状況報告(様式3、様式4)
- (2) 降雪による通行規制情報(様式5)
- (3) 降雪状況及び体制等の作業状況(様式6)

(その他の道路の通行規制)

第8条 第3条から第7条までの規定は、凍雪害対策路線以外の道路(以下「道路」という。)について道路管理課長及び所長が必要と認める場合に適用する。

附 則 (平成15年4月1日道管第5号)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 凍雪害対策実施要領(昭和61年12月1日 道路管理課長通知)は廃止する。
附 則(平成26年3月31日道管第273号)
- 3 この要領は、平成26年3月31日から施行する。

※ 様式1～様式6は省略

配備体制設置基準及び作業内容

体制	設置基準	作業内容	通行止め等	適用
注 意	気象台より大雪注意報が発せられ、または雪が降り始め交通に支障を及ぼすおそれのある場合 降雪により積雪、凍結が生じ運転者への注意喚起の必要が生じた場合。	・情報の収集 ・凍雪害対策路線のパトロールを実施するとともに薬剤散布の準備 ・情報の収集 ・パトロールの実施 ・各情報板の操作及び薬剤散布を行う。 また部分的には除雪を行う。	すべり止め必要	ラジオ、テレビ等の広報媒体を利用して一般に注意を呼びかける。
警 戒	気象台より大雪警報が発せられ、又は積雪、凍結により注意喚起だけでは交通に支障をおよぼすおそれのある場合	・情報の収集 ・パトロールの実施 ・部分的な通行止めを行うとともに除雪作業を行う。	すべり止め必要 部分的な通行止め 一時的な通行止め	ラジオ、テレビ等の広報媒体を利用して一般に警戒を呼びかける。
非 常	豪雪により交通が不能になった場合	・情報の収集 ・通行止め ・除雪作業	通行止め	

三浦半島・相模湾排出油等防除協議会 会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第6の規定に基づく協議会として、三浦半島及び相模湾周辺海域(以下「相模湾」という。)において大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生し、又はおそれがある場合の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」(以下「協議会」という)とする。

(主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、横須賀港を除く横須賀市、三浦市を経て湯河原町(横須賀海上保安部管轄区域)までの地先海面及びその沖合いとする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認めるときは、地理的状況及び施設の設置状況等を勘案して、2以上の地域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防災に関する自主基準(防除活動マニュアル)の作成
なお、防除活動マニュアルには、次の各事項を策定するものとする。

- イ 連絡系統
 - ロ 人員、船艇、施設、防除資機材の動員計画
 - ハ 出動船艇相互間の通信方法
 - ニ 油等の一時保管場所
- (2) 油等の防除に関する技術の調査及び研究
(3) 油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
(4) その他の油等の防除に関する重要事項の協議

(会員)

第5条 協議会の会員は、油等の防除に関係する関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間団体等をもって構成する。

(役員及び任務)

第6条 協議会に、次の役員機関を置く。

会長 1名
副会長 1名
幹事 4機関

- 2 会長は、横須賀海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、横須賀海上保安部次長及び湘南海上保安署長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を総理する。
- 4 幹事の役員機関は、会長機関の互選とし、会長を補佐し協議会の円滑な運営の任にあたる。

(1) 入港船舶の危険物種載状況

(2) 化学消火剤の備蓄状況

(3) その他必要な機材器具等の整備状況および動員計画

(経費の負担)

第8条 消防活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、甲、乙の機関が通常装備種載している以外のものを使用し、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく業務を遂行したことによって、そのために職員が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合、その災害に対する補償については、その職員が所属する機関がその責任を負うものとする。

(実施細目および疑義)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項および疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書)

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙において各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 横浜海上保安部と横浜市安全管理局との業務協定(平成18年4月1日)は廃止する。

平成22年4月1日

甲 横浜海上保安部長 小 川 泰 治

乙 横浜市消防局長 鈴 木 洋

応じ、情報伝達訓練等を行うものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、三浦半島・相模湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(出動要請及び情報提供)

第15条 会長は、三浦半島・相模湾に係る油等の排出事故が発生した場合において、必要と認められるときは、協議会の全部又は一部の会員に対し防除活動のための出動を要請することができる。
2 会長は、前項の出動要請を行う場合は、当該事故の原因者に対し、できる限り事前にその旨を連絡するものとする。
3 会長は、大量の油等が排出され、又は排出の恐れがある場合は、会員に対しすみやかに事故に関する情報を通知する。

(出動)

第16条 前条第1項の出動要請を受けた会員機関は、速やかに防除活動に当たるものとする。

(総合調整本部の設置)

第17条 会長は、第16条第1項により出動要請を行った場合は、次条に定める業務を行うため、直ちに総合調整本部を設置するものとする。
2 総合調整本部は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める者により構成し、総合調整本部長は会長が兼務する。

(総合調整本部の業務)

第18条 総合調整本部は、次の業務を行う。
(1) 会員機関等が行う防除活動の調整
(2) 会員機関相互の情報交換
(3) 油等の状況の変化等に伴う出動勢力の調整

(経常的経費の負担)

第19条 総会、役員会、訓練等通常の活動に伴い必要となる経常的経費は、原則として各機関の自己負担とする。

(防除活動に要した経費の求償)

第20条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の求償)

第21条 防除活動に活動した各機関に所属する者が活動のために災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第22条 協議会の事務局は、横須賀海上保安部警備救難課に置く。

(役員任期)

第7条 役員(会長及び副会長を除く。)の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 役員及び会員から変更の申し出がない場合は、継続するものとする。

(総会)

第8条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。
2 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、召集は会長が行う。
3 会議の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決す。可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会長は、会員に対しあらかじめ付議事項を通知し、書面による評決を求めることができる。
5 前項の評決の結果、過半数の評決があり、第3項の規定に準じて付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第9条 総会における付議事項は、次のとおりとする。
(1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
(2) 会則等の改正改廃
(3) 幹事の選出、承認
(4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項に定める役員機関をもって構成する。
2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。
3 役員会の議長は、会長が行う。
4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
5 会長は、必要と認める役員機関を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第11条 役員会の任務は、次のとおりとする。
(1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
(2) 総会において決議した事項の執行
(3) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
(4) 訓練の企画・立案及び実施
(5) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出等)

第12条 会員の機関は、会長が油等の防除の際に必要な次の資料を要請した場合には、速やかに提出するものとする。
なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。
(1) 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
(2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等)
(3) その他必要な事項
2 会長は、前項の資料を取りまとめ、会員に配布するものとする。

(訓練)

第13条 協議会は、排出油事故発生時における各機関の防除活動に資するため、必要に

付則

この会則は、平成16年7月7日から施行する。

付則

この会則は、平成19年7月13日から施行する。

付則

一部改正 平成27年6月15日

資料 6-1-2
(第三管区海上保安本部)

東京湾排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 東京湾排出油等防除計画の協議
- (2) 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- (3) 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

- 第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。
- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
 - 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
 - 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
 - 5 顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
 - 6 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
- 幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

- 第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。
- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決す。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。
- 6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

- 第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) 幹事の選出
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

- 第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。
- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- 3 役員会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに従う。
- 5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

- 第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において議決した事項

- (3) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

- 第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

- 第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

- 第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるとする。

(情報提供)

- 第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

- 第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、PI等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

- 第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- (4) 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(別表)

東京湾排出油等防除協議会構成機関

国の地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・第三管区海上保安本部 ・関東運輸局 ・関東地方整備局 ・関東管区警察局 ・海上自衛隊横須賀地方総監部 ・陸上自衛隊第1師団司令部 ・東京入国管理局 ・関東経済産業局 ・関東総合通信局 ・横浜税関
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都 ・神奈川県 ・千葉県 ・横浜市 ・川崎市 ・千葉市 ・横須賀市
管内協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜管内排出油等防除協議会 ・東京湾排出油等防除協議会 ・千葉管内排出油等防除協議会 ・横須賀地区海上災害等対策協議会 ・川崎管内排出油等防除協議会 ・本更津管内排出油等防除協議会 ・館山管内排出油等防除協議会 ・海上災害防止センター ・流出油処理剤懇話会 ・日本船主協会 ・外国船舶協会 ・全国内航タンカー海運組合 ・外航船舶代理店業協会 ・日本水先人会連合会 ・日本サルベージ協会 ・日本港湾タグ事業協会 ・東京都漁業協同組合連合会 ・神奈川県漁業協同組合連合会 ・千葉県漁業協同組合連合会
関係団体	

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付則

この会則は、平成9年11月28日から施行する。

付則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

付則

この会則は、平成14年6月11日から施行する。

付則

この会則は、平成19年6月26日から施行する。

付則

この会則は、平成22年6月22日から施行する。

付則

この会則は、平成24年6月28日から施行する。

資料 8-1-1-1-1(1)
(消防保安課)

神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防機関と鉄道事業者との連携を図り迅速かつ効率的な消防活動と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の連携に係る事項について協議する。

- (1) 消防機関における消防活動及び鉄道事業の相互理解に関すること。
- (2) 鉄道災害時における消防機関及び鉄道事業者との連携に関すること。
- (3) 情報交換について
- (4) その他協議会として必要な事項

(組織構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職をもって充て、次の各号に掲げるとおり構成する。

- (1) 協議会には、会長及び副会長を置き、会長は神奈川県安全防災局安全防災部消防隊長を、副会長には消防機関の代表として川崎市消防局警防部消防隊長及び鉄道事業者の代表として東日本旅客鉄道株式会社横浜支社安全企画室長をあてる。

- (2) 会長は、会務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。なお、会長が召集の必要が無いと認めた軽易な事項については、書面によって代えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係する者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の事務局は、神奈川県安全防災局安全防災部消防課に置く。

(専決事項)

第6条 会長は第3条、前条又は別表に掲げる組織名及び所屬名に変更が生じた場合は、協議会の承認を経ずに変更することができる。この場合、会長は事後の協議会において、これを報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月13日から施行する。

鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定

- 1 目的
鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。
- 2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
- (2) 消防機関とは、神奈川県内の消防(局)本部で別表のとおり
- (3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊等の活動をいう。
- (5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等時における協力活動をいう。

- 3 消防活動等の範囲
連携する内容は、軌道内(駅間)及び駅構内で次によるものとする。

- (1) 救助事故
- (2) 救急事故
- (3) 火災(車両、その他)
- (4) 火災原因調査

なお、火災にあつては鉄道沿線火災を含むものとする。

- 4 通報時の留意事項等
(1) 鉄道事業者は、災害を発生又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。

また、第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

- ア 災害等の種別(火災、救助、救急)
 - イ 発生時刻
 - ウ 発生場所(駅舎内、最寄り駅、軌道内〜何キロ地点、目標物等)
 - エ 要救助者の数と状況
 - オ 消防隊等が向かう入口(中央口等、何キロポスト、目標物等)
 - カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
 - キ 電源遮断の有無
 - ク 事業者が既に行っている事項、内容
 - ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

- 5 消防隊等災害現場到着時等の連絡調整
(1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。

- ア 災害状況
- イ 列車の運行状況
- ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況
- エ 監視員の配置状況

別表

機 関	役 職	職 名
神奈川県	くらし安全防災局防災部消防課長	会長
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社安全企画室長	副会長
川崎市消防局	警防部警防課長	
東海旅客鉄道株式会社	静岡支社管理部総務課長	
東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部運転車両部運転保安課長	
京浜東北線電鉄株式会社	運転車両部運転課長	
小田急電鉄株式会社	交通サービス事業本部安全・技術部課長	
相模鉄道株式会社	運輸車両部運輸課長	
京王電鉄株式会社	鉄道事業本部鉄道営業部運転課長	
箱根登山鉄道株式会社	鉄道部課長	
伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部運輸課長	
江ノ島電鉄株式会社	鉄道部旅客課長	
湘南モノレール株式会社	運輸部運輸課長	
株式会社横浜シーサイドライン	運輸部運輸課長	
横浜交通局	高速鉄道本部運転課長	
横浜高速鉄道株式会社	運輸課長	
神奈川臨海鉄道株式会社	運輸部長	
大山観光電鉄株式会社	運輸課長	
横浜市消防局	警防部警防課長	
相模原市消防局	警防・救急課長	
横須賀市消防局	消防・救急課長	
平塚市消防本部	消防救急課長	
鎌倉市消防本部	消防救急課長	
藤沢市消防局	警防課長	
小田原市消防本部	警防計画課長	
茅ヶ崎市消防本部	警防課長	
逗子市消防本部	警備課長	
三浦市消防本部	警備課長	
秦野市消防本部	警防対策課長	
厚木市消防本部	警防課長	
大和市消防本部	警防課長	
伊勢原市消防本部	消防総務課警防担当課長	
海老名市消防本部	消防総務課長	
座間市消防本部	消防総務課長	
綾瀬市消防本部	消防総務課長	
葉山町消防本部	警備隊長	
寒川町消防本部	予防課長	
大磯町消防本部	消防署長	
二宮町消防本部	消防課長	
箱根町消防本部	副署長	
湯河原町消防本部	警防課長	
愛川町消防本部	消防防災課長	

オ	電源遮断の有無	鎌倉市消防本部 消防長 山崎 博 夫	小田急電鉄株式会社 取締役 大須賀 頼彦	鎌倉市消防本部 消防長 山崎 博 夫
カ	活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況	鎌倉市消防本部 消防長 山崎 博 夫	小田急電鉄株式会社 取締役 大須賀 頼彦	鎌倉市消防本部 消防長 山崎 博 夫
(2)	消防隊等の現場責任者は、消防機関の活動体制（人教、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。	相模鉄道株式会社 常務取締役 野 帆 秀 典	相模鉄道株式会社 常務取締役 野 帆 秀 典	相模鉄道株式会社 常務取締役 野 帆 秀 典
6	消防活動等の連携	京王電鉄株式会社 取締役 松 木 謙 吉	京王電鉄株式会社 取締役 松 木 謙 吉	小田原市消防本部 消防長 二見 泰 亘
(1)	消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。	箱根登山鉄道株式会社 取締役 和 田 雅 邦	箱根登山鉄道株式会社 取締役 和 田 雅 邦	茅ヶ崎市消防本部 消防長 鈴木 善 明
(2)	消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。	伊豆箱根鉄道株式会社 取締役 芹 沢 暉 二	伊豆箱根鉄道株式会社 取締役 芹 沢 暉 二	逗子市消防本部 消防長 盛 田 一 郎
(3)	鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。	江ノ島電鉄株式会社 鉄道部長 高 橋 肇	江ノ島電鉄株式会社 鉄道部長 高 橋 肇	相模原市消防本部 消防長 金子 勝
(4)	消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。	湘南モノレール株式会社 取締役 高 木 聡	湘南モノレール株式会社 取締役 高 木 聡	三浦市消防本部 消防長 木村 真 作
7	事前対策	横浜新都市交通株式会社 取締役 林 哲也	横浜新都市交通株式会社 取締役 林 哲也	秦野市消防本部 消防長 高 橋 洋
8	消防訓練の実施	横浜市交通局 電車部長 内 堀 廣 之	横浜市交通局 電車部長 内 堀 廣 之	厚木市消防本部 消防長 小 島 一 郎
9	情報提供	横浜高速鉄道株式会社 運輸部長 太 田 浩 雄	横浜高速鉄道株式会社 運輸部長 太 田 浩 雄	大和市消防本部 消防長 轅 川 泰 夫
10	その他	神奈川臨海鉄道株式会社 取締役 服 部 三 郎	神奈川臨海鉄道株式会社 取締役 服 部 三 郎	伊勢原市消防本部 消防長 黒 田 義 夫
	本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動連絡協議会において協議するものとする。	海老名市消防本部 消防長 遠 藤 勝	海老名市消防本部 消防長 遠 藤 勝	座間市消防本部 消防長 石 井 康 正
平成16年3月29日		足柄消防組合消防本部 消防長 小 嶋 ・ 治	足柄消防組合消防本部 消防長 小 嶋 ・ 治	綾瀬市消防本部 消防長 新 倉 賢 一
神奈川県消防局長 村 山 正 和		葉山町消防本部 消防長 行 谷 正 道	葉山町消防本部 消防長 行 谷 正 道	寒川町消防本部 消防長 鈴木 節 夫
東日本旅客鉄道株式会社 取締役 小 倉 雅 彦		大磯町消防本部 消防長 仲 出 川 松 雄	大磯町消防本部 消防長 仲 出 川 松 雄	二宮町消防本部 消防長 古 谷 一 夫
東海旅客鉄道株式会社 取締役 宗 宮 博 行		箱根町消防本部 消防長 矢 作 高 宏	箱根町消防本部 消防長 矢 作 高 宏	湯河原町消防本部 消防長 畑 敏 明
東京急行電鉄株式会社 取締役 上 條 清 文		愛川町消防本部 消防長 和 田 英 男	愛川町消防本部 消防長 和 田 英 男	津久井郡広域行政組合消防本部 消防長 小 島 勝 男
京浜急行電鉄株式会社 取締役 石 渡 恒 夫				